

文教厚生常任委員会報告



問 今回、自噴井戸については対象外とし、規制する必要があるか、今後検討してまいります。

答 今回、自噴井戸については対象外とし、規制する必要があるか、今後検討してまいります。

問 本会議の中でも発言があったように、農業用水に関しても規制をかけなければならぬ。

答 本会議の中でも発言があったように、農業用水に関しても規制をかけなければならぬ。

問 審議会の委員に於いては、規制する立場の人、地下水を守るという立場の人が審議していくという機関をつくらなくては駄目だと思ふ。

答 農業用水に関しては、非常に難しい問題だと思つています。その点については、経済部の方と協議を進めていかなければならぬと思つています。

問 農業用水は地下水でない駄目なのか、河川の水では駄目なのか。

意見 河川水に関しては、水利権があり、その水利権は下流域、有明海まで関係して来るので、非常に難しい部分がある。

問 当然水利権の問題があり、農業用水に関して最初からガチガチに規制すべきではないと思ふ。

答 当然水利権の問題があり、農業用水に関して最初からガチガチに規制すべきではないと思ふ。

問 農業者の協議を踏まえた上での規制というものが必要だと思ふ。

意見 いろいろ意見が出ていますが、この条例に関しては修正が必要だと思ふ。

問 本議会での意見を踏まえ、修正案を作つてみたので、これを審議してもらいたい。

説明 朱書きのところ、今回修正した所です。まだまだ不備な点があるかと思ふますが、検討願ひます。

問 この条例は、12月に再度検討することできないのか。

答 県の条例が10月1日から施行することに伴う本条例の上程で

問 基本的には一日でも早いほうが望ましいと思ふ。

意見 当初はこの条例は継続審査でいいと思つていたが、阿蘇の水を守るため、一日でも早く規制をかけることは必要ではないかと思ふ。

問 規制部分の口径になつてはいるが、吐出量で規制は出来ないのか。

答 当初、吐出量、例えば日量300tとか、500tという部分を決めようと検討しましたが、根拠となるデータ等がないことで規制項目には入れておりません。

問 この条例の施行期日は、10月1日にはできないのか。

答 既存の地下水使用者への周知期間、説明期間等を考慮すると、来年4月1日の施行でも若干厳しいものがあります。また、その間にこの条例を補足する規則等をしっかりと詰めて、検討して行きた

問 以上のような審議を経た結果、本案は、修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審議を経た結果、本案は、修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 平成24年度阿蘇市一般会計補正予算について

教育委員会所管分

問 災害復旧費の各学校の金額の変更内容と時期は。

答 国の災害査定に通らないものについては減額しております。時期については、査定結果通知後、入札発注になります。材料が受注生産になりますので、出来るだけ早く着工し、年度内竣工を目指します。

問 内牧小学校以下、被災した小学校の補修についてはどうなつて

いるのか。

問 各学校ともグラウンドの整備については済んでいます。校舎内について、内牧小学

校舎内について、内牧小学



役犬原自噴井戸

議案第59号 阿蘇市地下水保全条例の制定について

問 第2条中、動力を用いて地下水を採取する施設という事で規定してあるが、自噴しているものについての規制はしないのか。

校は災害査定も終わり
補修工事に入りますが、
その他の小学校につい
ては今月末の査定後に
取り組む予定であります。

問 古城公民館の避難所としての機能をどう考えるのか。

答 あくまで今回の復旧は、社会教育施設としての公民館活動を目的としたものであり、避難所としての役割としては、今後総務課と地域の要望等を含めて検討させていただきたいと思えます。

高齢者支援課所管分

問 上寿園を再園させることは困難か。

答 今回の災害では人的被害はありませんでしたが、再園については、今後関係者の皆さんのご意見をお聞きし、方向性を決めていきたいと思っております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成23年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

健康福祉課所管分

問 訪問入浴サービス事業の内容と、児童虐待防止緊急強化事業とあるが、阿蘇市での状況は。

答 基本的には寝たきりの方を対象としており、社会福祉協議会の方に委託しております。23年度相談件数は15件、内訳としては、虐待相談が11件、養護相談2件、不登校相談が2件上がっております。

問 障がい者手帳の有効期間と、23年度から生活保護事業において就労支援員を設置しているがその効果は。

答 基本的には期限更新等はありませんが、精神手帳等については、処置による改善等が見込まれますので、発行してから3年という期限があります。

就労支援員は20名程度ですが、生活保護者の相談に乗ってあげたり、ハローワークに同行訪問したり、就労につながるような活動をしており、一概には言えませんが、効果は出ていると思っております。

意見 予防接種事業の件だが、新聞紙上で接種過誤の記事をよく見かける。医師会との連携を取り、保護者への更なる周知徹底を図ってもらいたい。

答 予防接種委託契約時に必ず各医療機関への周知をしており、保護者への周知についても、乳幼児健診時等で周知徹底を図っております。

教育委員会所管分

問 世界文化遺産の登録を目指して頑張っているところではあるが、現在阿蘇はどの段階にあるのか。

答 国内暫定リスト入りしているところが十数ヶ所ありますが、阿蘇の場合は、暫定入りの一歩手前、カテゴ

リー・II・IIIとあり、カテゴリーIのAに入っております。

問 行政にも頑張っていたらいい。後は市民の方々の意識改革だけだろうと思うので、啓発活動をしつかりやっていたらいい。

問 こども芸術祭に關してだが、昨年の課題として列記してあるが、今年度の対策は。

答 一般観覧者の増加のために、防災無線、お知らせ端末による呼びかけ、阿蘇市外への呼びかけ、市内各所の老健施設への呼びかけ等を行う予定であります。

高齢者支援課所管分

問 認知症の早期発見のため、特定健診に組み込めないかと思うが。

答 簡易的に認知症を判断することは望ましくなく、特定健診の中では出来ないと思われま

答 介護認定されている方の約8割の方が認知症の傾向にあると言われています。

問 認知症というのは、家族の中でなかなか認め辛いもので、家庭の中で深刻な問題になることが多い。社会福祉士がそういう家庭を訪問するような事業、体制は出来ないものか。

答 今、認知症サポーター養成講座というのを各地域に出向いてやっています。認知症の理解とサポートを目的としてやっています。

で、高齢者支援課としても努力していきたいと思っております。

市民環境課所管分

問 ごみの減量化対策は。

答 レジ袋削減の協議会、廃棄物減量化推進協議会と一緒にごみの減量化について十分検討しております。

意見 消費生活の件だが、いまだに訪問販売等でお年寄りが犠牲になっている。クーリングオフ制度の周知等、しっかりお願いしたいが。

問 現実問題として、相談しようとしても相談に行けない家庭がある。そういったところ何らかの措置は取れないものか。

答 認知症は、一日でも早く確認できれば進行を食い止めることができるものだと思います。市民の皆さんに周知を行って、認知症について理解をしたらだと思っております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。